

⑦ 【一般枠】 売上総利益（粗利）の状況が分かる書類 について

**基準期間および対象期間の月別売上等の状況が分かる書類**

法人・個人事業者の別		提出書類
法人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人税の確定申告書 別表一</li> <li>・ 法人事業概況説明書（月別売上高等記載部分含む）</li> <li>・ その他必要な場合 ※ 月別売上等がわかる書類 （売上台帳、月次損益計算書、帳簿 等）</li> </ul>
個人 事業 主	青色申告の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税確定申告書 第一表</li> <li>・ 所得税青色申告決算書 （月別売上（収入）金額及び仕入金額部分含む）</li> <li>・ その他必要な場合 ※ 月別売上等がわかる書類 （売上台帳、月次損益計算書、帳簿 等）</li> </ul>
	白色申告の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税確定申告書 第一表</li> <li>・ 収支内訳書 （売上台帳、月次損益計算書、帳簿 等）</li> </ul>

※ 算定する経費（荷造運賃費、水道光熱費、燃油関連経費等）の月額が確定申告書類の中で確認できないときは、上記に加え、当該経費の状況が分かるもの（月次損益計算書、帳簿等）を必ず提出してください。

- 税務署の受付が確認できるもの又は電子申告完了済がわかるもの。
- 白色申告の場合、1か月あたりの売上高・経費額は、年額を12か月で除したもので計算することが原則ですが、月別の売上高・経費額が分かるもの（売上台帳、帳簿等）を添付し、実額に基づき計算することもできます。
- 対象期間が期末（決算月）を跨ぐ3か月の場合、比較対象となる同期（基準期間）を確認するため、2期分の資料提出が必要となります。